

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成三十年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十二月六日奈良県指令建第一〇〇一四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年一月十日建第九〇九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大豆越一七九番一、一七九番九及び一七九番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字箸中八一一番地の一

松本光示

桜井市大字箸中八一一番地の一

松本晴彦

天理市西長柄町八六番地二

井本貴博

一 許可番号

平成二十九年十一月二十四日奈良県指令建第一〇〇一二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年一月十二日建第九〇九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年一月十二日建第五三九六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字大谷三五八番一及び三七〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大東町九番二号

株式会社アープ 代表取締役 栗本博晴

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 大和高田市大字大谷三五八番一の一部